

のに必要な額とはいえない。だがこんな取るに足りないエコノミーに対して、政府はいま労働党にとって最もにがい国民的記憶にさいなまれている。それは1951年の義歯および眼鏡の料金導入における騒ぎである。1961年の選挙公約を無視した昨年の処方箋料の復活は労働党にとって大きな衝撃であった。国民保健サービスにおける無償医療の原則、それは現状では誤った方向であるとしても、伝統的な労働党の思想に深く根づいているものである。この原則の侵害はことごとく大多数の強固な労働党支持者の良心と忠誠心を冒瀆するものである。しかし労働党の伝統主義者たちが、再度の公約違反とみなさざるを得ない今回の声明によって侮辱されたとするのは、妥当ではない。料金引上げにより増収を図る必要があると信ずる者—タイムズ紙も然り一は、ヘルス・サービスをもっと安定した財政基盤におく機会を失ったことに失望を感じている。もちろん、適切な免除措置をとることは常に不可欠であろうし、処方箋料復活の際は事前に適切な根まわしがなされなかつたので行政的に不手際であった。もちろん、患者負担

引上げのみでは本サービスの財政問題を解決することにはならない。しかし、歴代の政府がこれまでに敢行した以上の大幅な増収を図るには常に限度がある。より大胆な政策を打ち出すことこそ、少くとも最少の効果と最大の

憤怒のコンピネーションを再現しているといふ批判を浴びないことになるのではないか。

*The Times,*

(田中一寿 国立国会図書館)

## 年金引上げ案審議に入る

(西ドイツ)



西ドイツの900万に上る年金受給者は1970年1月1日以降6.4%年金を引き上げられることになる。このため必要な年金調整法は議会の今会期に公布されるはずである。この引上げは、最近の賃金上昇に応ずる第12次年金調整である。

議会社会政策委員会議長 Ernst Schellenberg 教授 (SPD) の発表によると、議会はおそらくとも夏休暇までに年金引上げを決定するはずである。

連邦政府および社会委員の約束するこの改訂案は、Schellenberg によると、年金財政法の枠の中で行なわれるはずのものであり、この法律は社会委員会に最終的に諮詢されることになっている。この法律の目的は年金保険の財政的基礎を確立するもので、労働者・職員両保険部門の現在210億マルクに達する積立資金をなし得る限りこれ以下にしないようにならなければならないのである。

Schellenberg によれば、年金保険が常に支

払い能力をもつようにその信頼性を維持することが議会の委員会に対する至上命令である。このため議会は明確な状態をつくり出しておかねばならないのであって、労働者年金保険の内部でその20の機関がそれぞれ常に必要な資金を、財政調整により、確保し、特に負担の大きな機関は流動資金の援助ができるようにしておくほか、財政に余裕のある職員保険の方からの財政調整もはかられる。

保険料は、1970年についてはすでに17%に

定められているが、今後数年内に18%に引き上げる。政府、連邦銀行、年金保険の共同の予測では1985年までには18%以上の引上げは必要ないという。この計算では現在被保険者100に対し年金受給者45.8であるのが、1976～77年には49.4となり、1985年には再び減って46.1となるはずである。

*Die Welt, 30 Mai*

(安積銳二 国立国会図書館)

これにきわめて消極的であった。そこで協会の案では、年金保険は今後6カ月分の支出額(連邦補助金を考慮することなし)を保有していなければならぬ、とする。これは従来の規定に対して実質的には義務積立金を半減することになる。この積立金で年金保険の支払い能力は確保されるはずである。つまりこのため2カ月分の支出額が予定され、その他4カ月分の支出額で「変動準備金」が設けられて、保険料収入の景気変動が調整される。

労働者保険の積立金が、すでに1970年に考えられるような、4カ月分支出額を下回るようなことがあると、職員保険は財政調整の枠内で生じた赤字を、職員保険の積立金が規定の6カ月分支出額の積立金に達するまで支出して、補充する。ということは実際には、職員保険が、1970年以後、その保険料過剰分の一部を労働者保険に移す、ということである。もちろんこれで、職員保険がすでに集めている130億マルクの積立金に手をつけることを考えねばならぬわけではない。

*Frankfurter Allgemeine, 30 April*

(安積銳二 国立国会図書館)

## 職員・労働者保険の財政調整

(西ドイツ)



年金保険協会では連邦議会社会政策委員会に職員保険と労働者保険両部門の財政調整を目的とした共同提案を提出した。この提案は最終段階にはいった新年金財政法の委員会に付託されるはずである。

協会としては、両保険部門の給付能力を平等に保証するような規定を、議会が公布すべきであるとする。しかしこのためには、今後10年間労働者保険は職員保険の強力な支援が必要である。職員保険、とくに職員組合は、従来